

■衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成

趣 旨 事業用トラックの交通事故を削減するために、事業用トラックに衝突被害軽減ブレーキ装置の導入促進を図る。

内 容

助成金額	助成上限数
衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2 50,000円	1台

※助成金額が購入金額を上回る場合は、購入金額までとなります。(百円未満切り捨て)

※国との補助金併用可

※「割賦販売契約」での導入は助成対象外となります。

申 請 期 間 令和2年6月1日(月)～令和3年2月8日(月)香ト協必着

※但し、導入後3カ月以内の申請でお願いします。

(2月～5月導入分は8月末まででお願いします)

助成対象期間 令和2年2月1日(土)～令和3年1月31日(日)までに受け付け

および支払いを完了したもの。

助 成 対 象 車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した会員事業者(※中小企業)であり、助成対象となる機器(中古品不可)は、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。
※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとなる。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

申 請 書 類 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書(兼請求書) 様式1
衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書 様式2

添 付 書 類 直近事業年度の事業概況報告書等(写)

機器を装着した車両の車検証(写)

購 入：請求書(写)

領収書(写)

リース：リース契約書(写)、借受証(写)

※車台番号や登録番号が明記されていること